

GCF 活用支援事業補助金 対象経費 第9 関係

区分	内 容
報償費	講師又は専門家への謝礼等 (団体等の構成員への支払いを除く)
人件費	補助対象事業の実施のため必要となる業務に直接従事する者への賃金等 (団体等の構成員への支払いを除く)
旅費	交通費、宿泊料等
需用費	消耗品費、原材料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料等
役務費	通信運搬費等
手数料	振込手数料、クリーニング代、ごみ処理手数料、広告宣伝費等
保険料	損害保険料等
委託料	補助対象事業実施のために必要となる業務の委託に要する経費、ホームページ作成料等
使用料及び賃借料	土地、施設等の借上料、OA 機器等の使用料等
設備費	内装又は外装の工事費、機械装置等の購入費等
その他	町長が特に必要と認める経費